



2015年8月4日

各 位

会 社 名 テルモ株式会社
代表者名 代表取締役社長 新宅 祐太郎
(コード番号 4543 東証第一部)
問合せ先 広報室長 大曲 昌夫
(TEL. 03-6742-8550)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成27年8月4日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上を図るため

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 3,746千株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.99%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 110億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 平成27年8月5日～平成27年8月31日 |

(ご参考) 平成27年3月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	378,829,044株
自己株式数	931,476株

以 上